

英米型資本主義の興隆とその将来⑦

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

前回の本欄で、「一方では規制緩和により法が経済に譲歩し、他方では経済が法秩序に依拠して自由自在に行動しようとする。双方が譲りあったり依拠しあったりした結果、そこに谷間が発生し、経済犯罪の増加につながった」と述べた。このことは、市場経済システムを採用する英米でも同様であり、むしろ深刻かもしれない。経済犯罪だけにかぎらないが、英米においては犯罪件数がとりわけ多い。人口 10 万人あたりの留置者数をみると、米国が 740 人 (130 人に 1 人の割合)、ロシア 713 人、英国 214 人の順になっている。幸い日本は 37 人で先進国中 11 位である。

そこで今回は、英米が法と経済の問題に関してどのように対処しているかを論じる。

1. 市場経済システムの法的インフラ

法、貨幣、言語は、市場経済システムを支える基礎的インフラだが、英米の法 (コモンローとエクイティ)、貨幣 (ドルと株式)、言語 (英語) が経済環境の変化にたいして柔軟に対応し、株式会社によるイノベーション (革新) とコンソリデーション (統合) をバックアップしてきた。日本でも、英米流の柔軟なルールが取り入れられて、革新と統合の波が起きつつある。しかしその過程では、派手な M&A 関連の株式取引が行われたり、会社の不祥事や経済犯罪も多発したりして、市場経済と法との関係が問われるようになった。

国家政府や公共部門が経済活動の中心に据えられていた古い時代には、経済犯罪とか会社の違法行為は特殊な事件とみなされた。国家は法を制定したり守らせたりする立場にあるから、国家政府や公共部門が法律違反を犯すことは想定されなかった。しかし、会社や個人が経済活動の中心になると事情は変わってくる。株主に

よる経営者監視や会社の法律遵守 (コンプライアンス) が厳しく問われるとともに、株主自身の行動にも監視の目が及ぶようになり、多くの経済関係の係争案件が裁判所に持ち込まれるようになった。

規制緩和の環境下では制定法の条文は簡素化し、人間社会の普遍的価値観やその価値観に基づく民間の自主規制が重視される。その普遍的価値観とは、取引目的の経済合理性や効率性、手続きの正当性や公平性などであり、司法判断もそうした価値基準をもとに下されるようになった。つまり合理性や効率性、公平性などが、正義を生む母体のような役割を演じている。

2. 「法と経済学」が注目される理由

そうした事情を背景として、最近「法と経済学 (law and economics)」といった学問領域が注目されるようになった。「法と経済学」は、主として米国法学で発展した研究分野であり、経済学の演繹的手法を司法判断に持ち込もうとする。法の経済分析ということもできるし、さらに踏み込んでいえば、費用と便益の比較考量を判断基準とするものでもある。これは、人間のすべての行為を、享楽 (便益) と苦痛 (費用) の観点から分析しようとした 18 世紀の法思想家ジェレミー・ベンサムに起源を発する考え方だという。

市場内の経済問題は、便益と (その便益を享受するための) 費用との間のトレードオフ関係を基準として、相当程度自動的に解決される。法は、市場外の問題も扱うが、そうした市場外の問題にまで市場原理を援用しようとする。それが「法と経済学」の立場である。

英米のコモンローのもとでは、慣習や過去の判例が司法判断の拠り所となるが、続々と発生する複雑な取引の適否を判断するには、慣習や

過去の判例だけでは不十分である。慣習と判例だけでは、新しい問題にたいして後ろ向きの判断しかできない。またコモンローのもとでは、裁判官が過去の判例を引用して判断を下す。ということは、裁判官の見識と力量を信頼しているわけだが、信頼に足り得ない場合、裁判官を選挙によって選んだわけではないので、由々しい問題が生じるかもしれない。そこで経済合理性や効率性というような経済的基準を加味して、新規案件の適否を判断する必要性が生まれた。

「法と経済学」は、個人の自律的行動を是認し、法的要請をなるべく少なくしようとするリベラリズムないしリバタリアニズムの伝統を受け継ぐものでもある。市場における民間の自発的取引を重視し、政府の介入や法の守備範囲は、なるべく狭く少なくしようとする。それは、人間が高い認知能力や判断能力にもとづいて、合理的な判断をしていることを前提としている。

しかしバブルの頻繁な発生からもわかるように、人間の認知能力や判断能力には限界があるし、非合理的な行動が広範かつ系統的にとられる場合も多い。そうであるとしたら、こうしたリベラルな法理には問題が生まれるであろう。人間行動がバブルを生みやすいとしたら、相当の法規制も必要であろう。このように法と経済の因果関係ないし相互依存関係は、微妙であり複雑である。例えていえば、水の流れに沿って水路を造るか、水路を先に造成しておいてそこに水を流すかといった違いである。

3. 非合理的な人間行動とインセンティブの管理

もちろん英米の場合でも、市場経済の繁栄(水の流れ)が法制度の存在(水路)に依拠してきたという歴史的事実もある。しかし、そこでの法制度とは、法律文そのものよりも、法の支配の原則、私的財産権の認知、契約の自由と契約法の遵守、独立した司法機関の存在などを指している。独立した司法機関とは、米国の証券取引に関していえば、SEC(証券取引委員会)などである。18世紀後半の英国で産業革命が起きたのも、私的財産権がすでに確立していたためであった。囲い込み運動(農地の私有化)に

みられるように、早い段階に土地所有や私的財産権が認知され、長期投資の成果を回収する保障が与えられていた。私的財産権が蹂躪されれば、そもそも分業や交換は成立しない。

もともと経済学は、英米など法治国家で発展したから、社会の基本原則の存在(法の支配の原則や私的財産権の認知)を当然の前提としてきた。法は私的財産権(所有権)の確立を目指したが、法学に遅れて発達した経済学のほうでは、所有権の問題には立ち入ることがなかった。国民国家を主たる分析対象としてきたマクロ経済学も、市場取引による資源配分の効率性や消費者選択などを解明するミクロ経済学も、ともに法が破られることなど想定していなかった。

しかし、市場取引においてインセンティブ(動機付けとその報酬)を与えると、だましたりうそをついたりする者が現れる。工場の労働生産性を上げた工場長にボーナス(インセンティブ報酬)をたくさん支払うとすると、工場長の中には、自分の手柄をあげるために、工員を無給で長時間強制的に労働させて、出世をもくろむ者が現れるかもしれない。また好成績を上げたスポーツ選手の報酬は増加するから、中には成績をあげるために薬物投与を試みる選手が出るかもしれない。非合理的な判断だけでなく、悪意を持って行動する取引参加者も存在する。

ともあれ競争的な市場経済システムは、株式会社の利益追求を通じて経済全体の安定性や効率性を高めたが、それはルールが存在を前提としてきた。このルールには、政府による法規制と民間の自主規制の二種類があるが、近年の規制緩和の環境下では、法制度よりも自主規制のはたす役割が大きくなった。司法判断も普遍的価値観や経済合理性などに基づく市場の自主規制を重視するようになった。

こうした状況は、一方では、人間行動の合理性を実証的に研究する行動経済学とか実験経済学と呼ばれる分野を発達させるとともに、他方では、市場経済において労働者や弱者の権利をいかに保護するかという課題を提起している。

(以下は次号に続く)

わたべりょう(法政大学 経済学部教授)